

平成26年 2 月 2 1 日提出

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第16条第2項中「新たに勤務することとなった勤務公署に応じて58,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」を「23,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）」に改める。

第31条の2第1項中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する復興計画の作成等」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第31条の2の改正規定

は、公布の日から施行する。

(提出理由)

人事委員会の職員の給与等に関する報告等に基づいた本市職員の給与の改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。